

障第1193号
令和8年1月19日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
(障害児に対するサービス提供を行う事業所に限る。)
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

子ども性暴力防止法施行ガイドラインについて

このことについて、子ども家庭庁から別添のとおり依頼がありましたので、お知らせします。

各事業所等におかれましては、令和8年12月に予定されている標記法律の施行に向けて、別添の資料及び子ども家庭庁のウェブサイト等をご確認いただき、制度の趣旨・概要についてご理解いただくようお願いします。

※参考：子ども性暴力防止法に関する各種資料の掲載先（子ども家庭庁ウェブサイト）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	垣 本	担 当	渡 邊
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		